

書 評

伍賀一道著

『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』

松丸 和夫

本書は、これまで日本の不安定就業問題に正面から取りくんできた著者が、前作『現代資本主義と不安定就業問題』（お茶の水書房・1988年）から10年を経て集成した書であり、学術的価値が高く、実践的含意に富んだ力作である。それは、序章と終章を含めて12の章からなる本文359ページとあとがき及び参考文献一覧に邦文184点・欧文（英語・独語・スウェーデン語）76点が収録された構成となっている。

1990年代は、先進資本主義諸国の間で、規制緩和と雇用の弾力化が進められたが、著者は「その具体的な形態は国によって一様ではない」（本書11ページ、以下ページのみ）点に着目し、日本の雇用の弾力化と規制緩和の特徴を明らかにするためにイギリス・スウェーデン・ドイツの現地調査にもとづく比較分析がなされていることも本書の意義を高めている。

豊富な資料と重厚な組み立ての本書は、しかし構造的失業問題の解決という著者の先鋭な問題意識に貫かれており、それは序章の「雇用の弾力化と規制緩和政策は今日の構造的失業を解決することにはならず、むしろ新たな矛盾をつくりだしている。労働者保護と国民経済の安定を考えるならば、規制緩和政策に固執することなく、逆に多国籍企業の活動に対する規制と国際労働基準の引き上げこそが求められている」（11ページ）という視点に明示されている。

本書の構成は、序章「構造的失業と雇用の弾力化、規制緩和」、第1章「『労働市場の二重構造』から『雇用の弾力化』へ：戦後日本の雇用管理と雇用・失業政策の歴史的展開」、第2章「雇用の弾力化、労働市場の国際化と外国人労働者問題：バブル経済下の労働市場の変容」、第3章「今日の雇用の弾力化と労働分野の規制緩和」、第4章「労働者派遣事業の展開と

今日の派遣労働」、第5章「民営職業紹介事業の規制緩和」、第6章「職業紹介事業と情報ネットワーク」、第7章「イギリスにおける雇用の弾力化と労働者派遣・民営職業紹介事業」、第8章「ドイツにおける民営職業紹介事業の規制緩和と労働者派遣事業」、第9章「スウェーデンにおける労働者派遣・民営職業紹介事業の規制緩和」、第10章「ILO条約改正と労働者派遣・民営職業紹介事業」、終章「規制緩和か、労働基準の引き上げか」となっている。

序章では、「構造的失業」を雇用の弾力化、規制緩和政策の基底的概念として用い、労働基準の規制緩和や労働市場における「部分就労者」の活用、雇用のジャストインタイム・システムの構築といった先進資本主義国の財界や政府の基本戦略により、労使関係の個別化（集团的労働関係や労働組合機能の解体）が押し進められようとしていることが警告されている。

第1章では、第2次大戦後の雇用・失業政策の歴史において、「労働市場の二重構造」認識を内包して出発した公的職業紹介事業や失業政策が、1965年の雇用審議会答申第7号までは、「不安定な雇用形態の改善」を明言していたにもかかわらず、「社外工制度」の公認に始まり、その後1970年代の「雇用対策基本計画」から不安定な雇用形態の改善という政策目標が姿を消失していったプロセスを明らかにしている。そして1980年代の規制緩和論による派遣労働などの不安定雇用も、「働く側」の希望に応じている、という考え方を批判している。

第2章では1987年後半に立ち上がった日本のバブル経済のもとで、一方で日本の巨大企業を中心とするアジア諸国への資本進出による低賃金労働力の活用と、他方での外国人労働者の国内労働市場への編入過程が進んだことが詳細に叙述されている。外国人労働者は90年代後半になっても微増傾向にあり、彼らの多くは「間接雇用」下で働き、企業の雇用調整の対象とされ、「非正規労働市場のなかの下層」に位置しながら、非正規労働市場の肥大化を加速している」（55ページ）と述べている。

第3章は、雇用の弾力化と規制緩和の背景として、財界が「高コスト構造」の打破と国際競争力強化のために規制緩和が必要との大合唱を続けてきた理由

を分析し、競争力低下の条件自体が多国籍企業化の「自作自演」であると批判している。「高コスト構造」の重要な原因である「円高」を生みだし、「悪魔のサイクル」に陥っているのは日本の巨大企業に他ならない。こうした財界主導の規制緩和論が、大企業によるリストラを根拠付け、正規雇用を縮小し、非正規雇用や「部分就労者」を増大させ、さらには、顕在的失業者(＝完全失業者)を戦後最悪の水準まで高めた。このような雇用危機をさらに促進する労働基準・労働市場・労使関係にかかわる規制緩和が強化されていることが批判的に検討されている。具体的には、労働時間概念を消去する「裁量労働制」の拡大、女子保護規定の撤廃、有期雇用契約の上限延長などの労働基準法の改悪、労働者派遣事業と有料職業紹介事業の規制緩和などが批判的に考察されている。

続く第4章では、労働者派遣事業の源流から派遣法の成立、それ以後の派遣労働の実態について詳細な分析がなされている。著者もいうように、労働者派遣事業の最大の問題は、「三面雇用関係(間接雇用)」にあり、「労働者を指揮命令しながらも、雇用に関する民主主義的ルールにもとづく使用者としての責任を負うことなく、それを他者(派遣元企業)に転嫁するやり方」が横行していることが問題である。著者は、派遣事業に対する新たな法制度の検討を提起したが、残念ながら現実の改定派遣法は派遣事業に対するいっそうの規制緩和を認めるものとなった。

第5章では、1997年までの日本における有料職業紹介事業の規制緩和第1段階とILO(国際労働機関、本部ジュネーブ)181号条約成立後の第2段階について多数の資料を駆使して、ホワイトカラーを中心とする民営有料職業紹介の実態と問題点を説明している。この問題は次の第6章におけるドイツ・スウェーデン・日本の公的職業紹介と情報ネットワークの比較分析をふまえた、公的職業紹介・職業相談をシステムとしての再構築の提起と関連する。情報ネットワークの利用が求職者の「セルフサービス」を可能にすることをもって、公的職業紹介・相談サービス(public employment service)の質・量ともの低下につながってはならない、と著者は警告し

ている。

第7章から9章まではイギリス、ドイツ、スウェーデンにおける労働者派遣・民営職業紹介に関する先駆的で実証的な分析である。著者は数回にわたってこれらの国を訪ね、丹念なヒアリングと資料収集によって特徴と問題点を明らかにしている。日本国内においても派遣事業や民営職業紹介事業の実態を調査することに困難がともなうなかで、これだけ包括的な研究業績が出されたことは、各国の労働市場研究者にとって、大きな励みとなるであろう。

第10章では、1997年のILO181号条約を「労働市場における民営職業紹介事業、労働者派遣事業の役割を認めつつも、同時に労働者保護の側面がより強く押し出された」(328ページ)と著者は評価している。日本の労働・雇用の規制緩和を見直していく際にILOの委員会での労働側委員の奮闘が大きな役割を果たしたことを考えると、規制緩和への対抗軸としての労働基準のグローバル・スタンダード確立の努力が強く求められている。

終章は、国民経済の存亡を忘れた多国籍企業の基本戦略としての規制緩和がいかに危険で無責任なものであるかを明らかにした上で、アメリカ、フランス、ドイツ、そして日本の規制緩和、雇用の弾力化に対する抵抗運動の高揚が紹介されている。そして今後のたたかひの方向を示すものとして、著者は、1、労働基準の引き上げ、2、公共職業紹介事業の意義の再確認、3、解雇規制、公的雇用創出、4、国民経済、地域経済保全の視点を上げている。

学術的価値と実践的含意をあわせもつ本書が、規制緩和の大波に果敢と立ち向かおうとする運動家や研究者、市民に広く読まれることを期待したい。

(大月書店・1999年2月刊・8,000円)

(まつまる かずお・理事・中央大学)